

岩手県告示第4号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和元年5月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 北上市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 北上都市計画下水道事業北上特定公共下水道
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分 昭和46年10月22日岩手県告示第1485号、昭和53年3月31日岩手県告示第472号、昭和57年3月30日岩手県告示第326号、昭和62年岩手県告示第271号、平成2年1月5日岩手県告示第15号、平成6年3月15日岩手県告示第246号、平成10年10月13日岩手県告示第892号、平成15年3月24日岩手県告示第239号、平成18年3月24日岩手県告示第388号及び平成25年3月22日岩手県告示第191号の事業地に、北上市二子町渋谷及び北上市二子町十文字を加える。
 - (2) 使用の部分 昭和46年10月22日岩手県告示第1485号、昭和53年3月31日岩手県告示第472号、昭和57年3月30日岩手県告示第326号、昭和62年3月15日岩手県告示第271号、平成2年1月5日岩手県告示第15号、平成6年3月15日岩手県告示第246号、平成10年10月13日岩手県告示第892号、平成15年3月24日岩手県告示第239号、平成18年3月24日岩手県告示第388号及び平成25年3月22日岩手県告示第191号の事業地に、成田26地割、成田27地割、村崎野26地割、二子町馬場野及び二子町坊館を加え、北工業団地、成田1地割及び村崎野21地割の地内において事業地を変更し、北上市二子町渋谷及び北上市二子町十文字を削る。
- 4 事業施行期間 昭和46年10月22日から令和7年3月31日まで